午前10時00分開議

○議長（筱岡貞郎）おはようございます。

ただいまから本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑

○議長（筱岡貞郎）日程第１、県政一般に対する質問並びに議案第91号から議案第111号まで及び報告第14号から報告第19号までを議題といたします。

これより各議員による県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

横田誠二議員。

〔２番横田誠二議員登壇〕

○２番（横田誠二）おはようございます。自由民主党富山県議会議員会の横田でございます。

本日も、このたび質問の機会を賜り、ありがとうございます。

早速ですが、私の前回の質問機会であった本年２月定例会以降の活動等で見いだされた課題等を踏まえ、質問いたします。

最初に、安全・安心なまちづくりについて６点です。

１点目は、本年春に、結婚間もない方からの相談事案で、ある日突然賃貸住居から退去するよう不動産会社から言われ、トラブルになった件に関する質問です。

退去要請の理由は、定期借家契約によるとのことですが、相談者いわく、契約時の会社側の定期借家契約に係る書面での説明が不十

分だったとのことです。その際の会話を録音していたことで、会社側の態度が一変し、事なきを得たとのことでした。

このような中で、相談者が複数の不動産会社の賃貸物件とその契約方法を調べたところ、確かに同様の契約方法は用いられているが、問題の会社は他と比較して定期借家契約の使用割合が高く、県消費生活センターへ相談するとともに、建築住宅課に問い合わせたところ、一連の内容を認識していないことが確認されたと伺いました。

この契約方法を悪用すれば、不動産業者は多数の入退去者で多額の礼金が得られ、入居者が気に入らない場合は契約を盾に退去を迫れることになり、被害者のさらなる発生や、無知な消費者を欺く不動産業者が他にもいるのではないかと懸念されます。

そこで、県消費生活センターに寄せられた相談のうち、不動産賃貸借に係る相談内容及び件数と情報の取扱いはどうか、また、相談情報を指導監督権限のある国、県の担当部局に共有し、行政改善に生かすべきと考えますが、杉田生活環境文化部長に所見を伺います。

次いで、県が消費生活相談情報を入力する全国消費生活情報ネットワークシステムＰＩＯ－ＮＥＴについてです。

システムには年間約90万件の相談が集約されるとのことですが、例えば先の事案など、増加傾向にある特定の相談案件を早期警戒指標として閲覧できる機能を有しており、この９月のシステム更新でＡＩを活用した情報共有の迅速化が図られたと伺っています。

ただ、これらの情報は、各都道府県が能動的に確認しなければならないとのことであり、早期警戒指標について、都道府県が速やかに認知できるように改善することを国に要請すべきと考えますが、杉田生活環境文化部長の所見を伺います。

続いて、福祉分野に関して、国はこの令和８年度から重層的支援体制整備事業において、事業開始から５年を経過した自治体への補助金交付割合を、国２分の１、都道府県と市町村４分の１から、国３分の１、都道府県と市町村３分の１へと見直しました。

去る６月の厚生環境委員会の政府等に対する重要要望では、国はこれ以上、交付割合の引下げは行わないとのことでしたが、今般の改正による令和７年度末時点で実施の県下８自治体への影響と今後の見通し、また、交付基準額の見直しも行われた中、残る７自治体の導入に向けてどう考えているのか、今後の対応方針を滑川厚生部長に伺います。

次いで、医療分野についてです。

先月10日、所属会派の医療問題調査会と富山県医師会との意見交換会が行われ、医療の現状等を伺いました。

報道にあるとおり、令和６年度決算で全国の公立病院の83.3%が赤字で、赤字額は過去最大となり、当日資料で示された令和６年度の病院等の経常利益率の中央値は、病院が0.0%、有床診療所が1.2%、無床診療所が2.5%と厳しい状況です。

新たな地域医療構想と医療計画の進め方、二次医療圏の課題等も示され、令和５年３月末の厚生労働省医政局長通知を基に、人口規模が20万人未満、かつ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、かつ、推計流出入院患者割合が20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要とのことでした。

そこで、県内各医療圏における近年の流入及び流出入院患者割合

の状況と、それを踏まえた構想区域の設定に向けた考えを、滑川厚生部長に伺います。

次いで、警察行政のうち、取組中の（仮称）高岡警察署整備事業についてです。

本件は、令和５年２月に県警が高岡、氷見の両警察署を統合する旨を発表以来、住民説明会を４回開催され、この間、住民の不安解消や理解を得るために、交通安全や治安の問題解消など、設計及び建設に進むための努力を重ねてこられました。

このような中、整備予定地域では、昨年８月７日、そして本年８月８日に大雨で浸水被害が生じ、同月27日からの大雨でも対応に追われるなど、昨今の水害頻発によって災害への危機感や行政に対策を望む声が急激に高まっています。

このような背景から、今月５日の住民説明会で、一般住民及び自治会長から、今般の開発行為を機に、警察署予定地及び周辺地域の水害の軽減に資する施設整備を進めるよう強く要請がありました。

これを踏まえ、雨水排水、内水被害対策について、地元の高岡市や用水管理組合、土地改良区等と連携し、整備予定地周辺を流れる五十玉用水の取扱いや、敷地内に整備予定の調整池の機能等について検討を行い、頻発する水害に対応した施設整備を進める必要があると考えますが、所見を崎山警察本部長に伺います。

本項最後に、７月28日からの大雨災害についてです。

氷見市や高岡市で多数の住宅浸水被害が生じ、私も相談を受けましたが、家屋に流入した土砂等の除去など、災害ボランティアの献身的な協力を得ながら、住民の皆様が懸命に生活再建に向けて頑張っておられます。

県では、さきの一般質問で、被災者生活再建支援補助金や宅地復旧支援事業について、能登半島地震からの復旧・復興の途上である被災地の状況に鑑み、同様の支援を検討していると表明されたことを評価いたします。

一方、今回は地震と異なる被害であり、全壊、半壊だけでは対象とならない世帯もそれなりにあると考えています。先週10日には、氷見市から県への緊急要望において、菊地市長から知事見舞金の支給基準の拡大を要望されたと伺っています。

つきましては、今回の浸水被害に遭われた被災者に対し、さらに寄り添ったきめ細やかな支援が必要と考えることから、氷見市や高岡市とも十分協議の上、知事見舞金の拡大、拡充について検討してはどうかと考えますが、新田知事の所見を伺います。

次の項、人口減への対応と地域活性化について６点です。

前項でも触れましたが、６月に厚生環境委員会で政府等に対する重要要望を行った際、カーボンニュートラルの実現に向けた取組も要望しました。その中で、地熱発電の資源調査など、再生可能エネルギーの利用拡大のための支援充実を引き続きお願いしたところ、国から熊本県小国町の小規模地熱発電の先進事例を紹介されました。

公益財団法人自然エネルギー財団のレポート等によれば、住民30人が合同会社を設立して年間６億円を売り上げ、収益で公園等の観光施設やインフラ整備を行い、地熱を基に、温室による農作物の栽培を行うなど、地域と事業の共生を目指して活動しているとのことです。

県は、これまでに、立山温泉地域地熱資源開発調査井掘削調査の実績があり、国の紹介事例も踏まえ、再エネ利用によるカーボンニ

ュートラルの実現のほか、地域活性化や地域共生にも資する取組となることが期待されます。

以上を踏まえ、地熱発電の資源調査の現状と今後の取組方針を牧野企業局長に伺います。

次に、人口減に伴う雇用問題についてです。

６月に、会派の雇用問題調査会で、本県は医療や介護、建設などの分野で有効求人倍率が高く、人手不足が深刻化していること、厚生労働省では「医療・福祉をささえる求人充足プロジェクト」を掲げ、同分野を全ハローワークの最重点事項として取り組んでいると伺いました。

当該背景から、平成19年の法律による届出義務化以降、令和７年外国人労働者数及び外国人雇用事業所数は、いずれも過去最多となり、今後も増加が見込まれます。

このような中、来年度から育成就労制度が創設されますが、富山労働局における技能実習生及び特定技能外国人を雇用する事業場への監督指導案件が多数生じており、労使ともに円満で円滑な活動が望まれます。

そこで、外国人労働者数等の増加が続く中、企業による外国人雇用状況の届出の履行及び適正な雇用環境の確保、日本語教育支援や社内マニュアル等の多言語化などの生活支援、外国人雇用の課題にどのように対応していくのか、塗師木地方創生局長に所見を伺います。

次いで、空港の利活用による観光誘客についてです。

県は、７月に富山空港の新たな愛称を決定しました。高山市の令和７年観光統計では、観光客入込者数約480万人、宿泊客約232万人

のうち、外国人宿泊者数が約98万人であり、成長するインバウンド市場を取り込む狙いです。

そして、今議会に約1.6億円の空港関連予算を計上しましたが、あらゆる手段でインバウンド誘客、本県活性化を図るべきです。その観点で補正予算案を見ると、二次交通や国内線及び国際線の利用促進、空港改修等に加えて、一次交通を充実させ、大勢の方に来日いただくための予算も必要です。

旅行者は、出国地や来訪理由、所持金額の多寡など様々であり、中には、交通費を節減し現地ですてきなホテルやおいしい料理等にお金を使いたいと考える方がいると存じます。

そこで、ＬＣＣやそれに接続する路線の誘致を進めるべきと考えるもので、年間100万人以上が利用する隣県の小松空港及び新潟空港にはＬＣＣ路線がありますが、田中交通政策局長の所見を伺います。

次いで、前問に関連した問いです。

報道では、富山エアポート関係者が生成ＡＩで調べた日本語の単語についての外国人認知度で、空港の愛称に採用された高山はＳ級で、それより上位のＳＳ級に富山ゆかりのドラえもんが名を連ねていたとのことです。

本年は、作者である藤子・Ｆ・不二雄先生の没後30年であり、本県イメージの向上、観光誘客に向けて何らかの取組ができればと考えます。

本件は、権利関係を含めて配慮を要しますので、先生の出生地でドラえもんの利活用を進めている高岡市と連携し、丁寧な取組が期待されます。

以上を踏まえ、最も外国人認知度が高いとされるＳＳＳ級のすしに次ぐドラえもんを活用し、本県のブランディング強化及び活性化につなげてはどうかと考えますが、西副知事の所見を伺います。

続いて、本県が観光誘客等に活用するすしについてです。

その実効性と魅力を維持するには、おいしい多彩な鮮魚が年間を通して安定して供給される体制が不可欠であり、これには魚の漁獲枠の設定が大きく影響します。

６月に、本件に関して、今年県内で水揚げされた大型クロマグロは４月末で17.2トン、過去２年間の同時期比較で172倍であること、そして、漁獲枠を守るためのクロマグロ放流が別の魚の水揚げ機会まで奪う状況が生じていると報じられました。

また、昨年、隣県の新潟県では、マグロの餌であるイカの取れる量が壊滅状態で、サバも全然いなくなったとの報道がありました。

このほか、大型クロマグロの増加によって、富山湾の生態系に影響が出ているとの話もある中で、釣り人からは、マグロが増えてほかの魚が釣れにくいとの話も伺っています。

これらを踏まえ、2027年の太平洋クロマグロの大型魚の漁獲枠を2026年比で25％増やすことで合意が見込まれていますが、本県における今後の対応方針について、津田農林水産部長に伺います。

本項最後、産業振興についてです。

先月、本件に関し、県に在籍された現経済産業省生物化学産業課の山室課長から、富山には半導体に次ぐもう一つの大きな転機が来ており、それがバイオ・医薬品分野であると伺いました。

現在、医薬品の主戦場はバイオ医薬品に移り、創薬の主役はベンチャーが担うなど、医薬品・バイオ産業を取り巻く環境が大きく変

化する中、富山の企業、地域がこれまで培ってきた強みを生かしながら、新たな成長分野との接点を持っていくことも重要になっていること、そのために県内の自治体、企業の方々に、国の政策形成の現場に直接入るとともに、富山の現場の知見を国の政策形成にも反映する双方向の人材交流を進めることが重要とのことです。

これを踏まえた人材の派遣により、製薬、バイオ企業やスタートアップなど、全国的なネットワーク構築の機会となり、富山県地域産業成長プランのバイオ・医薬品分野における地域産業クラスター計画に掲げるとおり、県内製薬企業がベンチャー企業と連携して実施する革新的、新規性の高い医薬品研究開発へとつながることが期待できます。

そこで、前述の計画推進に向けて、県内の自治体及び企業関係者の経産省派遣を後押ししてはどうかと考えますが、小杉商工労働部長に所見を伺います。

最後の項、未来に向けた人づくりの推進について２点です。

本年春に、県立高校の部活動環境に関する相談を受け、過去の県答弁で生徒の県外流出が多数生じていた件を踏まえ、改めて現況を調べました。

県学校基本調査における中学校卒業後の高校等進学者とそのうち県外への進学者は、平成27年度が１万101人中179人、令和７年度は8,434人中391人で、10年前と比べて県外流出が約2.2倍超と進んでいます。

前述の県答弁では、部活動を理由に県外の学校へ進学する生徒が増えているとの話もありましたが、昨年16年ぶりに中学男子400メートル記録を更新して優勝した選手も県外に進学しており、過去に

私の身内も部活動を理由に県外へ進学しました。

これらを踏まえ、中学校卒業者の県外への進学理由が部活動である生徒の割合はどうか、また、生徒に魅力ある高校づくりの一環として、県立高校の部活動環境の充実を図ってはどうかと考えますが、廣島教育長に所見を伺います。

本項最後に、今春、施設管理者からの厳しい運営状況に関する相談を踏まえ、発達障害児について質問します。

公立では、県東部には県リハビリテーション病院・こども支援センターが、県西部には高岡市きずな子ども発達支援センターがあります。

後者は高岡市営ですが、直近の令和７年度利用者のうち、３から４割は県西部各市や富山圏域、県外にも及び、診察待ちはおおむね３から５か月で、時期によって変動するとのことです。また、同年度の施設運営費約3.9億円に占める県補助等の割合は、約3.7％、1,400万円で、市の負担が増加していると伺っています。

先述の相談者によれば、利用待ちがあるきずな子ども発達支援センターでは、より多くの児童に対応するため、プログラムと称して１年から１年半で療育を終了し、利用児童とその保護者は、小学校進学までに療育が受けられない期間が生じる状況にあること、発達障害は早期発見、早期療育が重要であり、行政が対応を充実させるべきとのことで、この初期対応が滞れば、将来的には教育現場で個別の支援対応に大きな負荷が発生します。

公立施設がこの状況のため、同市の民間施設でも、県西部各市から利用されており、児童が入れ替わる年度当初に一部給与が払えず、責任者は賞与なしで運営するなど、官民ともに厳しい状況です。

このように、発達障害児が増加する中、県東部に比べて県西部では、受入施設の運営が特に逼迫していることから、県による一層の支援が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

以上、当局の前向きな答弁をお願いし、質問を終わります。

○議長（筱岡貞郎）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）横田議員の御質問にお答えします。

まず、知事見舞金についての御質問にお答えします。

御質問の知事見舞金については、今月１日に取りまとめた被災者支援パッケージにおいて、能登半島地震など過去の災害と同様、全壊世帯に10万円、半壊世帯に５万円を支給することをお示ししております。

また、多くの浸水被害があった氷見市においては、全壊世帯に10万円、半壊世帯に５万円、床上浸水世帯に２万円の災害見舞金を支給することが示されてきていると承知しております。

こうした中、去る10日、氷見市からの緊急要望で、菊地市長から知事見舞金の支給基準の拡大についても要望をいただきました。

今回の災害は、能登半島地震から３年も経過しないうちに、その復旧・復興の途上で発生したものであり、被災地にとって大変厳しいものと受け止めています。また、県内で初めて警戒レベル５の大雨特別警報が発表され、災害救助法の適用を受けるとともに、600件を超える家屋の浸水被害など、極めて大きな被害が発生しています。

これらの点を鑑み、今回の災害に係る知事見舞金については、支給対象を全ての床上浸水世帯に拡充することを検討しております。

また、県独自の被災者生活再建支援金についても、半壊世帯に加え、半壊に至らない床上浸水の世帯も対象とする方向で検討しております。これらについては、多くの浸水被害があった氷見市や高岡市ともよく話し合って対応してまいりたいと考えます。

なお、氷見市においては、チームとやまによる県、各市町村からの支援もあり、被害認定調査が進んで、国の被災者生活再建支援制度の適用基準を満たす見通しを持っています。同制度による支援も活用しまして、被災者の一日も早い生活再建に取り組んでまいります。

次に、発達障害についての御質問にお答えします。

県では、高岡市きずな子ども発達支援センターに対し、県リハビリテーション病院・こども支援センターから小児整形外科医を月２回派遣することを続けております。また、在宅障害児への相談業務も支援しております。令和元年度からは看護師や理学療法士などの専門職員の配置の費用に対して、財政的な支援を拡充いたしました。

高岡市きずな子ども発達支援センターでは、身近な地域における障害児の通所支援をはじめ、保育所等への訪問支援、相談支援事業所等の相談支援、支援ネットワークの共有など、地域に寄り添った支援を行っていると承知しています。また、併設の医療機関では、児童の障害に関する専門的な診療を行う医療機関として、高岡市内にとどまらず、県西部各地域から多くの児童を受け入れておられるとも認識しております。

一方で、同センターは、医療、福祉両方のサービスを併設していますが、医療・福祉サービスについては、本来、公定価格により一定の収入が見込まれる仕組みとなっていることから、同センターに

おいて経営上の厳しさが生じているとすれば、その要因を丁寧に把握する必要があるとも考えております。

まずは、設置・運営主体である高岡市におかれて、業務運営の状況や経費の内訳などを十分に検証いただくとともに、県としても、同センターが持続的に運営され、地域に必要な支援機能が継続して確保されるように、今後の経営の在り方について、しっかりと相談に応じていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）西副知事。

〔西　経子副知事登壇〕

○副知事（西　経子）私からは、ドラえもんを活用したブランディングの強化についてお答えします。

議員御指摘のとおり、ドラえもんは、高岡市出身の藤子・Ｆ・不二雄先生が生み出した世界的に認知度の高い、日本を代表するキャラクターであり、本県の魅力発信や観光誘客においても多大な貢献をいただいております。

個人的にも、私が人生で初めて買った漫画は「ドラえもん」でありまして、また、子供の頃、ドラえもんのテレビ放映を見て、その言葉に元気づけられた、勇気をいただいたことは数知れず、また、富山に参りましてからは、ドラえもんとコラボをしたお菓子を県外の皆様へのお土産に持参することも多くなっております。

これまでも、高志の国文学館における藤子・Ｆ・不二雄先生の展示コーナーのほか、高岡市における藤子・Ｆ・不二雄ふるさとギャラリーやドラえもんの散歩道、おとぎの森公園、万葉線のドラえもんトラムなど、地域の魅力発信や観光誘客などに広く活用されてま

いりました。また、インバウンド向けの県観光公式サイトでも、ドラえもんを活用した情報発信等を行っております。

現在、本県では、世界的な認知度を有し、本県が誇る海の幸やおいしいお米、雄大な自然や歴史・文化などが背景にある、すしの一点突破によるブランディング戦略を推進し、すしを入り口として、富山の魅力や強みを国内外の皆様に知ってもらおうという取組を進めているところでございます。

本県が誇るもう一つのコンテンツであるドラえもんの活用については、富山のブランド力の向上に向けてどのような方策があり得るか、また、地域の活性化につなげていけるか、議員御指摘のとおり、権利関係含めて丁寧に対応することが大切でございますので、今後、高岡市や関係者の皆様と意見交換を行いながら、研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）杉田生活環境文化部長。

〔杉田　聡生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（杉田　聡）私からは、消費生活相談に関する質問２問にお答えいたします。

まず、不動産関係の相談に関する質問にお答えいたします。

県消費生活センターにおける不動産賃貸借に関する相談件数は、令和６年度は96件、７年度は103件、今年度は今月14日現在で74件と増加傾向にあり、主な相談内容としましては、入居中の相談につきましては、設備の故障などに対する事業者側の未対応や遅延に関する相談、退去後の相談としましては、原状回復の高額請求などに関する相談が多い状況にあります。

同センターに相談があった場合、専門の相談員が内容を丁寧に聞き取り、相談者への助言や事業者との交渉に加え、必要に応じて専門機関などを紹介しております。例えば、不動産賃貸借に関する相談は、国交省所管の団体であります一般財団法人不動産適正取引推進機構などの専門機関の相談窓口や、国、県の所管部署を紹介しているところでございます。

こうした相談対応状況の情報は、独立行政法人国民生活センターが管理運用しているＰＩＯ－ＮＥＴ、全国消費生活情報ネットワークシステムのことですが、このシステムに随時入力、蓄積され、その情報は国民生活センターや関係省庁、都道府県などで共有される仕組みとなっています。

しかしながら、法令違反が疑われる行為が繰り返し行われているとき、あるいは、法令違反が疑われる行為の内容が重大であるときなどは、議員からも御指摘もありましたが、消費生活相談を担当している当生活環境文化部から、法の執行・指導監督部署に対して情報提供を行い、その後の指導監督につなげていく必要があると考えております。

今後、県消費生活センターをはじめ国や県の関係部署と、改めてこうした観点や対応方針を共有し、消費者被害の未然防止、拡大防止と県民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

次に、全国消費生活情報ネットワークＰＩＯ－ＮＥＴについての質問にお答えします。

先ほどの質問でも触れたところですが、ＰＩＯ－ＮＥＴは全国の消費生活センターなどに寄せられた相談情報を集約、蓄積するシステムで、集まった情報は、国民生活センター、関係省庁及び都道府

県などに共有、分析され、行政指導や注意喚起、制度改正などの基礎資料として活用されております。

このＰＩＯ－ＮＥＴの機能のうち、早期警戒指標は、直近の30日間で特定の相談が急増しているなど、消費者被害の発生、拡大のおそれがある兆候を早期に把握するための指標でございまして、事業者別、あるいは商品、役務別に、その手口や悪質事例が月１回提供されているものでございます。

このＰＩＯ－ＮＥＴが、昨日更新され、新たにＡＩを活用して情報分析する仕組みが導入されるなど、より迅速な対応に向けた機能の充実が図られたところですが、議員から御指摘のありましたとおり、早期警戒指標につきましては、関係省庁や都道府県の担当者が能動的にアクセスして確認する必要があり、せっかくの早期警戒指標が、被害の発生や拡大の防止に向けた迅速な対応につながりにくいという課題がございます。

こうしたことから、県としましては、消費者被害の未然防止、拡大防止のために、今回の更新で強化されたＡＩの活用をもう一歩先に進めるものとして、例えば、ＰＩＯ－ＮＥＴ情報の中から、各行政機関の所管エリアなどに関わりのある悪質事業者を自動的に抽出して知らせるなど、発信機能などを追加することができないか、ＰＩＯ－ＮＥＴを管理運用する国民生活センターに対し要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）滑川厚生部長。

〔滑川哲宏厚生部長登壇〕

○厚生部長（滑川哲宏）私からは２問、まず、重層的支援体制整備事

業についてお答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、複雑化、複合化する支援ニーズに対応するために、市町村が分野横断的な相談支援や地域づくりなどを一体的に行うものであり、本県では現在８自治体が実施しているところでございます。

御指摘ありましたとおり、令和８年度からの国の交付割合の見直しに伴い、事業開始６年目となります氷見市は今年度から、その他７自治体については、今後順次交付額が減少することとなります。また、新たに事業を開始する場合の交付基準額も引き下げられておりまして、まだ実施していない自治体が実施を検討する上で、一定程度の影響があるものと認識しており、国に対しては、安定的かつ十分な財源の確保を要望したいと考えております。

一方、この事業は、いわゆる8050問題など社会変容の中で新たに起こっている分野横断的、複合化した支援ニーズに対して、これまでの地域の支え合いやケアネット21活動などの既存の取組を生かしつつ、また、それを取り込みながら、地域での対応力を高め、深化した仕組みづくりを目指すものでございます。そのため、補助制度の見直しが行われる中にあっても、市町村において事業が着実に定着し、継続的な取組として展開されていくことが重要であると考えております。

現在、国においては、小規模の市町村向けの新たな制度が検討されていることもございます。県といたしましては、こうした動向も踏まえまして、来月、市町村や社会福祉協議会の職員向けの研修会を開催することとしております。

今後とも、国に対して所要額の財源の確保を求めてまいりますと

ともに、重層的支援体制整備事業や新たな制度についての理解の促進に努めまして、各市町村の規模や実情に応じた支援体制の整備を後押ししてまいります。

次に、地域医療構想に関する御質問についてお答えいたします。

先般公表された国の地域医療構想ガイドラインにおきましては、2040年の構想区域の設定について、人口20万人以上を基本としつつ、区域を越えた患者の流入、流出状況や地域の実情などを踏まえ、医療提供体制を検討する区域として適切かを検討するよう求めているところでございます。

また、国の医療計画策定指針におきましては、二次医療圏について圏域設定の見直しの検討が必要とされているのは、御紹介のあったように、１つに人口20万人未満、そして流入割合20%未満、流出割合20%以上の３点全てを満たすものとされております。

一方、本県においてデータがある令和６年度の流入、流出の状況につきましては、流入割合は全ての医療圏で20%未満、流出割合も全ての医療圏で20%未満となっており、現段階では、いずれもその要件を満たしていない状況にございます。

こうした状況を踏まえ、県におきまして人口規模等で機械的に判断するのではなく、患者の受療動向や医師確保の状況など、地域ごとの実態を丁寧に把握した上で、県民に必要な医療を安定的に提供できる体制を確保する観点から、一つには、広域での再編集約化を検討すべき高度専門的な医療機能、もう一つには、高齢者救急や施設入所者の緊急時の受入れ、在宅医療など、身近な区域で確保すべき医療機能を整理しながら議論を深めていくこととしております。

現在、各医療圏において、がんや脳卒中、小児・周産期、在宅医

療などの各部会を開催し、分野ごとの患者数の将来推計や流入、流出状況のデータを基に課題の整理を進めております。

今後、各圏域の地域医療構想調整会議や県医療審議会におきまして、関係者の意見を丁寧に伺いながら、構想区域の在り方や医療提供体制の方向性について協議を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）崎山警察本部長。

〔崎山　慶警察本部長登壇〕

○警察本部長（崎山　慶）私からは、（仮称）高岡警察署整備事業の水害対策についての御質問にお答えさせていただきます。

（仮称）高岡警察署につきましては、現在の高岡警察署と氷見警察署の２つの警察署を再編統合し、令和９年４月に移転予定の高岡西部中学校跡地において整備することとしておりますが、建設予定地周辺は住宅地でございまして、これまでにも通行車両の増加等に伴う道路環境の改善など、新庁舎整備に伴い懸念される事項に関し、住民の皆様方から様々な御意見、御要望をいただいているところでございます。

先日開催させていただいた新警察署の整備事業に関する住民説明会におきましても、昨今の大雨による浸水被害等の状況を鑑み、建設地周辺地域の水害対策への配慮も併せて、要望されたものと承知しております。

県警察におきましては、新たに整備する警察署に調整池を設置し、敷地内の雨水を一時的にためることで、用水路等への雨水の流出量を調整することとしておりますが、議員御指摘の水害への対応に関しましては、排水先となる用水路や周辺地域の内水被害への影響等

にも配慮しつつ、地元自治体や用水管理者等と適切に連携してまいります。

いずれにしましても、地域の皆様方と緊密に連携を図りながら、新警察署の整備事業に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）牧野企業局長。

〔牧野裕亮企業局長登壇〕

○企業局長（牧野裕亮）私からは、地熱発電の資源調査についてお答えいたします。

地熱発電は、天候等の影響を受けず安定して発電ができ、カーボンニュートラルの実現に有効な再生可能エネルギーであり、国では地熱発電の導入に向けた取組を加速しております。県では、議員にも御尽力いただきましたが、重要要望等によりまして、国へ支援の充実や技術開発の促進を働きかけながら、有望地域での資源調査等に取り組んでおります。

まず、立山温泉地域における地熱資源調査につきましては、光ファイバーセンサーを用いた新たな探査技術を既設の調査井に活用することを検討するとともに、国等へ地熱フロンティアプロジェクトによる支援を働きかけており、さらなる調査の実施を目指してまいります。

次に、魚津地域でのバイナリー方式による地熱発電につきましては、関係者との協議や事業スキームが整ったことから、今年度は地熱井の掘削を進めてまいります。熱水が湧出すれば、ＪＯＧＭＥＣ――独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の地熱開発への新たな支援制度、小規模発電等調査支援事業を活用しまして、地熱資

源量等を把握した上で、発電導入に向けた取組を進めてまいります。

また、議員から御紹介のありました地熱発電による地域活性化等につきましては、発電後の熱水を温泉として二次利用するほか、湧出量によっては地域資源としてさらなる活用を検討したいと考えております。

地熱開発におきましては、地域の皆様の理解と協力が不可欠であると考えておりまして、地域活性化や地域共生にもつながるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）塗師木地方創生局長。

〔塗師木太一地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（塗師木太一）私からは、外国人労働者の適正な雇用環境の確保等について御答弁申し上げます。

労働力不足が深刻化する中で、外国人労働者数、雇用事業所数は全国、そして富山県においても過去最多となっておりまして、こうした中、労使ともに円滑な形で企業活動が行われるためには、労働局による監督指導等の対処と併せて、適正な雇用環境の確保や生活支援が重要であると認識しております。

来年４月から始まります育成就労や特定技能制度など、外国人労働者の受入れ制度においては、受入れ企業が労務上の管理や生活支援を担うこととされておりまして、企業においてその役割を自覚していただいた上で、環境整備に取り組んでいただくことが重要であると考えております。

こうした中、11月２日には、外国人雇用管理セミナーを富山労働局主催、県の共催により開催しまして、外国人労働者の適正な雇用

管理の徹底、労働条件の確保、生活、就労の基盤となる日本語教育、社内コミュニケーションの促進、議員からお話もございましたマニュアル整備、地域との交流などの取組、これらに関する支援制度等について、労働局と県から説明を行ってまいりたいと思います。

また、県が来月開催します外国人材活用・定着セミナーなどにおいても、こうした点につきまして周知を行い、適正な雇用環境の確保や生活支援に関する企業の意識醸成を図ってまいりたいと考えております。

さらに、県のホームページや、来年度充実を考えておりますポータルサイト等におきまして、県内企業の好事例も含めて情報発信を行うなど、富山労働局をはじめ関係機関と連携しながら、企業における適正な雇用環境の確保、社内でのサポート、地域との共生などに関する理解の促進と支援に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（筱岡貞郎）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）私からは、ＬＣＣの路線誘致についての御質問にお答えします。

富山空港の利用者数は、ピーク時の３割弱に減少しており、国際線も一部で運休が続くなど厳しい状況にあります。このため、インバウンドの利用促進をしていく必要があると考えております。また、利用者を増やしていくためには、運休中の路線の再開や新たな路線誘致が有効な方策だと思っております。

路線の再開や誘致に当たっては、航空会社の動向を踏まえ対応することが重要であります。具体的には、予兆が全くないまま突然に

定期便が就航することはなく、航空会社において事前に需要などについて十分に調査検討が行われることを踏まえますと、チャーター便の運航状況に着目する必要があります。このため、ＬＣＣに接続する路線誘致は現状では難しいと考えますが、富山空港と韓国の間においては、複数のＬＣＣによるチャーター便の運航が行われております。

また、定期便就航に向けては、チャーター便の運航回数も大事な点と考えております。韓国との間では、昨年の秋はＬＣＣ２社で13往復が運航され、今年の春はＬＣＣ３社で44往復が運航されており、さらに今年の秋には、現時点においてＬＣＣ３社で33往復が予定されるなど、近年運航回数が増加しております。

県としましては、これらのチャーター便の就航状況も踏まえた上で、ＬＣＣも視野に航空会社へ定期便運航を働きかけ、富山空港の利用者増につながるよう取り組んでまいります。

○議長（筱岡貞郎）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、太平洋クロマグロの漁獲枠についての御質問にお答えします。

太平洋に分布するクロマグロは、資源量の減少に伴い、太平洋の中西部と東部の２つの国際的な委員会で、ＴＡＣによる厳格な資源管理が行われております。近年は、資源が回復傾向にあることから、本県からも国に対し、日本の漁獲枠の増枠についての交渉継続を要望してきたところでございます。

今年８月の両委員会の合同作業部会において、資源状況に応じた新たな漁獲枠の設定方法が合意に至り、日本を含む中西部の30キロ

未満の小型魚につきましては、漁獲枠が現行から６％減となる一方で、30キロ以上の大型魚では、現行から25％増となる見込みでございます。12月の年次会合で、日本の漁獲枠について正式決定されることになっております。

これまで富山湾では、冬季のブリの盛漁期の操業に影響が出ないよう、小型魚を主体に厳格な水揚げ制限を行ってきました。しかし、近年は資源の回復により、主に初夏に来遊していた大型魚の湾内への来遊期間が長くなり、冬にも多く漁獲されているほか、今年は４月にも多くの大型魚が網に入っており、現在、一部の漁協では、冬の盛漁期にも漁獲枠を残しておくために、自主的に水揚げ制限を行っているほか、漁業関係者からは、大型魚の増加による放流作業の煩雑さや漁具の損傷などの報告も受けております。

今後、新たなルールに基づき、国から来年度の配分量が示されますが、こうした現状をしっかりと認識した上で、漁業者の御意見も伺いながら、県内での大型魚と小型魚の最適な漁獲枠の設定や、具体的な運用を検討してまいりたいと考えております。また、国に対しては、魚種を選択した漁獲が困難な定置漁業の実態を踏まえ、混獲回避への支援を充実することや、本県への十分な漁獲枠を配分することについて要望してまいりたいと考えております。

○議長（筱岡貞郎）小杉商工労働部長。

〔小杉　健商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（小杉　健）私からは、地域産業クラスター計画の推進に向けた人材派遣についての御質問にお答えいたします。

本県の地域産業成長プランのうち、バイオ・医薬品につきましては、産業分野と重点支援すべき企業等を特定し、国の施策を戦略的

に活用して、産業集積の形成、拡大を目指す地域産業クラスター計画として国に提出し、このたび正式に認められたところでございます。

議員御指摘のとおり、この計画の推進に向けて、実際に産業政策を進める経済産業省に県内の人材を派遣することは、双方にとって意義があると考えております。

例えば、バイオ・医薬品産業の世界的な動向や、我が国の産業政策の方向性を学ぶことができますし、一方で、本県の強みである分野の知見を国の政策形成に反映することも考えられます。

さらに、議員御指摘のとおり、県内の製薬企業の方を派遣し、国でベンチャー企業と連携することで、革新的かつ新規性の高い医薬品の研究開発につなげるなど、国で得た経験やネットワークを本県の産業振興に還元することも期待できます。こうした中、経済産業省からも直接人材派遣の相談がありましたことから、先般、県内のバイオ・医薬品関連団体を通じまして、県内の関係企業へ国との人材交流、人事交流について案内させていただいたところでございます。

本県では、これまでも県職員を中小企業庁など国へ派遣しまして、そこで培われた経験、知見を県行政の推進に役立ててきております。

県といたしましては、今後も、地域産業クラスター計画の旗振り役である経済産業省をはじめ、国との連携を一層深め、本県のバイオ・医薬品分野における計画の着実な推進につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（筱岡貞郎）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）部活動を理由とした中学卒業者の県外流出についてお答えいたします。

平成28年度から、県独自に調査しております県外の全日制高校への進学理由ですが、部活動を理由とするものが最も多い状況が続いております。その割合ですが、平成28年度が51%、全体が92人のうちの47人でございます。これが、令和７年度では70%、全体が179人のうち126人と、少子化に伴いまして卒業者数が減っていく中でも総数が増えている状況でございます。

これまでも県立高校では、地域と連携した部活動環境の整備や指導者の資質向上研修の開催、部活動指導員やスポーツエキスパートなど外部人材の確保、県と連携したアスリート育成事業などにより、部活動の競技力向上、また、魅力向上にも努めてきたところでございます。引き続き、こうした取組の充実を図りまして、トップレベルの選手育成につなげていく必要があると考えております。

さらに、新時代とやまハイスクール構想で第１期に設置することとしております未来探求ハイスクールと、第３期に設置することとしております大規模校の総合選択ハイスクールでは、スポーツなどの選択科目の開設や部活動の充実を図りたいと考えております。

例えば、７月にお示ししました第１期設置方針案では、未来探求ハイスクールのタイプ１、得意を生かせる学校において、スポーツや文化・芸術など専門的な学びや部活動などに夢中になれる時間の拡充を図りたいと考えております。今後、設置方針が取りまとまり次第、現場教員と共に、部活動の分野などの詳細を詰め、施設設備や指導者の確保など、取組を進めてまいります。

引き続き、県外高校への進学の動向にも留意しつつ、部活動環境の充実の観点からも、県立高校の魅力向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（筱岡貞郎）以上で横田誠二議員の質問は終了しました。